

○茨城県市町村会館管理条例施行規則

平成11年12月17日

組合規則第6号

改正 平成27年7月1日規則第5号

令和5年9月1日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県市町村会館管理条例（平成11年茨城県市町村総合事務組合条例第6号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 茨城県市町村会館（以下「会館」という。）の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、組合長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(開館時間)

第3条 会館の開館時間は、午前7時30分から午後10時までとする。ただし、組合長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用の申請)

第4条 条例第2条第1項の規定により会館の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ次の各号に定める申請書を組合長に提出しなければならない。

- (1) 事務室、倉庫又は駐車場（以下「事務室等」という。）を使用しようとする者 茨城県市町村会館事務室等使用許可申請書（様式第1号）
- (2) 講堂、会議室及び展示コーナー（以下「会議室等」という。）を使用しようとする者 茨城県市町村会館会議室等使用許可申請書（様式第2号）

(使用の許可及び不許可)

第5条 組合長は、前条の規定による使用の許可をしようとするときは、次の各号に定める許可書を交付する。ただし、許可しないときは、その旨を申請者に通知する。

- (1) 事務室等の使用の許可を決定したとき 茨城県市町村会館事務室等使用許可書（様式第3号）
- (2) 会議室等の使用の許可を決定したとき 茨城県市町村会館会議室等使用許可書（様式第4号）

(使用の許可の期間)

第6条 事務室等の使用の許可の期間は、1年を超えてはならない。ただし、組合長が、特に認めるときはこの限りでない。

(使用料等の納付期限)

第7条 条例第5条及び第6条に規定する使用料及び共益負担金は、組合長が指定する期日までに納付しなければならない。

(会議室等の使用の許可の取消し等)

第8条 第5条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その使用を取り消すときは、使用日の5日前までに組合長に通知しなければならない。

2 前項の通知を怠った場合において使用料を未納のときは、その使用料を納付しなければならない。

(使用等の打合せ)

第9条 使用者は、会館の使用等について、使用日の前日までに会館の管理に当たる職員（以下「職員」という。）と打合せをしなければならない。

(職員の指示)

第10条 使用者は、会館の使用等について、全て職員の指示に従わなければならない。

2 職員は、条例第3条各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、直ちに使用者に対し必要な措置を取るべきことを指示することができる。

(職員の立入り)

第11条 使用者は、職員が会館の管理のため、その使用に係る会議室等又は事務室等に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(施設の破損等の届出)

第12条 使用者は、会館の施設、設備、器具等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を職員に届け出てその指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

第13条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、職員の点検を受け、引継ぎをしなければならない。

(遵守事項)

第14条 会館を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可の権利を他に譲渡しないこと。
- (2) 職員の指示及び掲示事項を守ること。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) 許可を得ないで館内に特別の設備又は造作物等を施さないこと。
- (5) 許可を得ないで館内において寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと。
- (6) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (7) 指定された場所以外での喫煙又は飲食をしないこと。
- (8) 騒音、怒声等を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(9) 次に掲げる者を入館させないこと。

ア 他の入館者に危害を及ぼすおそれがあると認められる物品を携帯する者

イ 集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の構成員

ウ その他、他の入館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(使用者の責務)

第15条 使用者は、組合長が別に定める会館の使用に関する規程を遵守しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第10号）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

茨城県市町村会館事務室等使用許可申請書

年 月 日

茨城県市町村総合事務組合長 殿

申請者 団 体 名
代表者氏名



下記のとおり使用したいので申請します。

記

使用する部分	
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他必要事項	

様式第3号(第5条関係)

茨城県市町村会館事務室等使用許可書

年 月 日

様

茨城県市町村総合事務組合長 印

年 月 日付で申請のあったことについて、下記のとおり使用を許可します。

記

使用する部分	
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料月額	
その他の必要事項	

